

第1回和歌山市中心市街地活性化基本計画（改訂版）策定委員会 議事録

- ・日時 平成16年11月2日（火） 18:30～20:00
- ・場所 市役所14階 大会議室
- ・出席者 足立委員長，射場副委員長，松見副委員長
委員：本多委員，中埜委員，小原委員，鳥淵委員，塩崎委員，徳田委員，土橋委員，
和歌山県企画総務課長，和歌山県商工振興課長，和歌山市中央商店街連合会長，
株式会社ぶらくり代表取締役社長，政策審議監，市長公室長，企画部長，財政部長，
市民部長，福祉保健部長，生活環境部長，産業部長，都市計画部長，建設部長，
まちづくり推進室長，教育総務部長，教育文化部長
事務局：16人（協働スタッフを含む。）

（事務局）

第1回和歌山市中心市街地活性化基本計画（改訂版）策定委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席頂きありがとうございます。それでは始めに、委員長からご挨拶をいただきます。

（委員長）

どうぞよろしくお願ひいたします。全国でこういう中心市街地活性化基本計画はだいたい590ほど現在出ております。その中で和歌山市のように昨年度からワークショップ等を開催して積極的に行っている自治体はそれほど多くありません。ワークショップという市民参加，まさに市民の声を拾い上げながら，こういう事業を行っていることは大変すばらしいことだと思っております。ささやかながらとは思いますが，お力になればと思っております。

（事務局）

ありがとうございました。続きまして委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

まず，始めに，委員長 足立基浩様，副委員長 和歌山市助役 射場道雄です。同じく，副委員長 和歌山市理事 松見弘です。

続きまして，市職員以外の委員を紹介させていただきます。本多友常様，中埜博様，小原智津様，鳥淵朋子様。前島徹様は本日ご欠席でございます。塩崎朗浩様，徳田直季様，土橋進様，和歌山県企画総務課長，和歌山県商工振興課長。和歌山商工会議所企画調整部長は本日ご欠席でございます。和歌山市中央商店街連合会長，株式会社ぶらくり代表取締役社長。

続きまして，市職員の委員を紹介させていただきます。政策審議監です，市長公室長です，企画部長です，財政部長です，市民部長です，福祉保健部長です，生活環境部長です，産業部長です，都市計画部長です，建設部長です，まちづくり推進室長です，教育総務部長です，教育文化部長です。以上でございます。

それではこれからの議事進行につきましては，委員長にお願いしたいと思っておりますので，委員長よろしくお願ひいたします。

(委員長)

それでは、本日配付しました素案について事務局より説明いたしますが、その前に、この策定委員会の公開方法について皆様のご意見を頂きたいと思っております。

委員会の討議内容は原則公開といたしたいと思っております。その公開方法につきましては、策定委員会においては原則報道のみの公開とし、委員会の後、事務局で作成した議事録を皆様にお送りしてご確認いただき、来年2月21日に予定している第5回策定委員会が終了した後に、5回分の議事録をまとめて和歌山市のホームページ上に公開するという形をとらせていただきたいと思います。なお公開時には名はすべて「委員」として表記する形にしたいと思っております。この案について何かご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

それでは公開については以上のようにさせていただきたいと思っております。

では、基本計画の素案についてですが、事務局の方から説明よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、素案そのものご説明は後ほどいたしますので、その前に今回の策定に当たって、実質的には昨年度から取り組みが始まっていますので、それも含めてご説明したいと思います。

この策定委員会ですが、この会が開かれるまでに様々な準備作業や検討を行っております。その内容を概略ですがご説明して、この委員会の全体の流れの中の位置付けをご説明します。お手元の中心市街地活性化基本計画（改訂版）策定全体計画図と書いた一枚物の図をご覧ください。

今回の改訂版策定の作業の前にいろいろなことをやっております。平成14年10月から本年の3月まで市の関係部局の職員で構成いたしましたまちおこしプロジェクト。その他、事前調査。それからアンケート調査を行っております。事前調査は本年の3月後半から始めまして5月の半ばまでの間に実施し、アンケート調査は本年6月2日から6月16日の調査期間で実施しております。

まちおこしプロジェクトでは、基本計画に関係のある部分のみ申しますと、中心市街地活性化基本計画の個別計画評価、TMO強化策検討、公共的交流関係施設検討、「つれもてやろら！まちづくり」ワークショップ、以上の4つがあります。最後のワークショップは市民の方を公募し、その他、地元住民の方や事業者の方、それから市のプロジェクトメンバーが一緒になって、中心市街地の活性化についての提案を考えたもので、4グループで構成されていまして。商店街活性化チームからは、常にこだわりの商品を置く店のオーナーたちが連携して活性化を図る「ぶらくり逸店倶楽部」などの提案、暮らしを考えるチームからは、ぶらくり暮らしのNPOといったものの設立の提案など、情報発信チームからは、ぶらくり丁周辺の様々なことを網羅した百科事典のようなものをホームページ上に実現するぶらくり百科などの提案、核施設を考えるチームからは、気軽に行ける核施設の再生等の提案が出ております。

また、基本計画個別計画評価においては、現行の中心市街地活性化計画の事業評価を行い、基本計画は見直しをすべきであること、現行基本計画の中に見直して残すべき事業があることなどの結論を得ております。さらに、このプロジェクトにおいて中心市街地をいろいろと検討し反省も行った中で、見直

しを行う際の新しい基本計画の基本テーマは「住遊融合」ということで意見がまとまっています。

それから、事前調査ですが、これはこの6月から開催した市民のワークショップの参考資料とするため、大学のゼミの方々や、NPO、建築士会、まちづくりに関して活動している市民ネットワークの方々、TMO をお願いをして、ワークショップで行うテーマと同じような形で、意見を調査させてもらったものです。ここでは、若者が住みよい環境作り、市民・大学・行政・TMO まちなか連携組織「ぶらつくす」の設置、非日常的買い物が出来る店舗の開店、協働コーディネーターの育成、専門家であることを前面に出した店舗展開、地権者への働きかけなど、様々な提案をいただいています。

また、アンケート調査は、中心市街地にお住まいの方、市内にお住まいの方、中心市街地周辺のマンションにお住まいの方、中心市街地に土地をお持ちの方、以上を対象に調査を行ったものです。

以上、今回の基本計画改訂版策定に当たっては、まちおこしプロジェクト、事前調査、アンケート調査を行って、それらは、その結果を受けた形で策定行程の中で取り込まれて検討されていくという形になっています。

次に、新基本計画策定行程ですが、これは、後ほど詳しい説明をしますので簡単に説明いたします。

まず、この新しい基本計画つまり改訂版の基本計画については、基本テーマを「住遊融合・新しい都市核」とし、基本目標を「高機能で暮らしやすく、来て楽しい、どこにもない場所の創造」、基本方針を「自分たちそれぞれに出来るまちづくり」としています。

この策定行程は前半の公募市民ワークショップが10月に終了し、事務局のほうで素案作成をいたしました。また同時に、パブリックコメントと申しますか、ワークショップでの提案を市のホームページで公開し、それに意見を求めるということもやっております。この策定委員会では、作成いたしました素案をもとに議論していただき、必要な修正を加えて中心市街地活性化基本計画（改訂版）としていくという作業となります。次回の策定委員会では、提案への市民の意見等をご紹介できる予定でございます。

次に、全体計画図の裏のページをご覧ください。これは、現行の基本計画と今回策定いたします改訂版の基本計画の違いを対照表にしたものです。現行の基本計画に比べ市民参画を中心に、なるべく現実味のある計画としたつもりでございます。また、この策定委員会は最終工程でございますので、委員の皆様よろしくお願いたします。

それでは引き続き、和歌山市中心市街地活性化基本計画（改訂版）素案について、説明をさせていただきます。全体を順に説明いたしますので、かなりお時間がかかると思いますが、よろしくお願いたします。

まず、素案の構成をご説明いたします。お手元の素案、2ページの目次をお開きください。大きくは、ローマ数字のⅠからⅦまでに分かれております。

Ⅰにつきましては、「改訂版における中心市街地の考え方」ということで、平成10年度に策定いたしました現行の和歌山市中心市街地活性化基本計画を見直すに至った経緯、この改訂版を策定するにあたっての方針及び過程について記述しております。

Ⅱにつきましては、「中心市街地整備改善及び商業等活性化の推進のための区域」ということで、基本計画に定める区域及び重点区域について記述しております。

Ⅲにつきましては、「中心市街地活性化の基本テーマ・基本目標・基本方針等」ということで、この改訂版を策定するにあたっての基本的な考え方について述べております。

Ⅳにつきましては、「和歌山市の概況と中心市街地の現状と課題」ということで、和歌山市に関する

概況説明と、中心市街地の現状と課題、また、和歌山市の上位計画にあたる長期計画等におけるこの基本計画の位置付けなどについて述べております。

Vにつきましては、「事業の整理」ということで、本計画で想定する中心市街地の将来像に関する記述と、この計画の施策及び実施する具体的な事業について述べております。

VIにつきましては、この計画を推進していく上で必要な体制の整備について述べています。

VIIにつきましては、必要と思われる資料を記載しております。

それでは、構成順に沿って、説明させていただきます。時間の関係もございますので、主なものについて述べさせていただきます。

まず、5 ページをお開きください。「はじめに」というタイトルのみの記載になっておりますが、この部分は計画案が出来上がりました時点で、市長の言葉を入れさせていただきたいと考えております。

次に、6 ページをお開きください。I の「改訂版における中心市街地の考え方」についての内容ですが、これは 10 ページまでです。A の「旧和歌山市中心市街地活性化基本計画からの経緯」について説明いたします。平成 10 年 6 月に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」が制定され、それに基づき和歌山市では、平成 11 年 3 月に和歌山市中心市街地活性化基本計画が策定されました。本年度それを見直し、改訂版を策定するに至った経緯について述べております。

中心市街地をとりまく様々な状況が悪化する中、中心市街地の衰退に歯止めをかけ、元気なまちの顔を取り戻すため、本市では平成 14 年 10 月から平成 16 年 3 月まで「まちおこしプロジェクトチーム」を設置し、中心市街地について調査、研究をしました。また、平成 15 年 6 月から平成 16 年 2 月まで、公募市民によるまちおこしワークショップを実施し、活性化策についての提言を得ました。それらの検討過程において、現計画の個別事業の評価を実施した結果、商業施策を中心とした多岐にわたる施策を定めたこの計画を抜本的に見直し、実現性・実効性の高い計画に策定しなおす必要があるということとなり改訂版を策定することにしました。ここではその経過について記述しております。

8 ページをお開きください。B の「中心市街地の考え方」につきましては、中心市街地の重要性とあるべき姿について述べています。中心市街地を「まちの顔」として捉え、「住む場」「交流の場」として、コンパクトで効率的な都市構造を持った環境負荷の小さなまちとして創造し、和歌山市全体の核として本市の個性を印象付ける「どこにもない場所」とするとしております。

C の「改訂版策定の方針及び過程」につきましてご説明します。本計画は、市民と行政が協働することを目的とした市民参画の手法を取り入れることを基本的な方針としています。そのため、本市が取り入れた市民参画の手法及び過程について述べております。市民、地域住民、商業者などの公募メンバーと県、市、TMO 職員からなる協働スタッフが、市民参画の手法の一つであるワークショップを開催し、そこで検討した結果を提案として受けたこと、まちづくりに関わる市民グループや NPO 団体、学生グループからの提案を受けたこと、更にワークショップからの提案に対して、インターネット等を通じて広く市民からの意見を求め、それらを検討して計画に盛り込んでいるということ、その他、現計画から引き継ぐ事業も盛り込んでいること、そして、これらを取り入れて計画を策定したことについて述べています。また、計画事業については、「市民、商業者、行政がそれぞれに自分たちが 5 年以内にとりかかれる事業」を中心に策定し、事業の評価が可能なように評価指標と目標を設定したことを記述しております。以上、ここまでが、I の「改訂版における中心市街地の考え方」です。

次に、11 ページをお開きください。II の「中心市街地整備改善及び商業等活性化の推進のための区

域」については、11 ページ、12 ページになります。まず、A では「基本計画の区域」について、B では「一体的推進のための重点区域」の場所と設定した理由について述べています。

11 ページの地図をご覧ください。地図上で基本計画区域と示しているぶらくり丁周辺地域を中心に、JR 和歌山駅からけやき通りを経て南海和歌山市駅までの実線で囲んだ地域、約 150 ヘクタールが基本計画区域です。

12 ページにお進みいただいて、この地図上の丸の点線で囲んだ県下最大の商業集積地であるぶらくり丁周辺地域、約 56 ヘクタールが重点区域であり、また、TMO 事業の実施区域でもあります。

次に、13 ページから 15 ページまでの、Ⅲの「中心市街地活性化の基本テーマ・基本計画・基本方針等」についてご説明いたします。ここでは、本計画の基本となるテーマ、目標、方針について述べています。

和歌山市の中心市街地の核として、和歌山市ならではの個性をもち、長時間の滞在が楽しめ、中心市街地に暮らす人や、そこを訪れそこで遊ぶ人々との交流の風景が日常生活となるようなまちを創造するため、本計画策定にあたっての基本テーマを「住遊融合・新しい都市核」としています。そして、基本テーマに掲げたまちを創造するための課題としてサブテーマを設定しています。サブテーマは4つあり、a) 個店の魅力で人を惹きつけるまち、b) お気に入りの風景やスポットのあるまち、c) 長い時間ゆっくりと過ごせるまち、d) 高齢になっても生き生きと暮らせるまち、としています。

次に、基本目標につきましては、全ての世代の人が自分のまちとして誇れるような、他の地方都市とは一味違うどこにもない場所を市民と行政が協働で創り上げることを目標に「高機能で暮らしやすく、来て楽しい、どこにもない場所の創造」としています。

基本方針といたしましては、市民、商業者、地域住民、行政がそれぞれの立場で連携しながら、自ら実現可能なことを念頭にまちづくりを考え、基本テーマ、基本目標を考慮し、主として5年以内に取り掛かることができる事業を本計画に盛り込んで実行力のある計画にすることを目指し、「自分たちそれぞれに出来るまちづくり」としています。

続きまして、16 ページから 47 ページまでのⅣ.「和歌山市の概況と中心市街地の現状と課題」について説明させていただきます。まず、A.「和歌山市の概況」ですが、これは 24 ページまでございます。中心市街地は、本来「まちの顔」であり、まちを象徴する個性あふれる場所です。中心市街地の市全体の中の位置付けを見るために、まず本市全体の概況を記述しております。ここでは和歌山市の「位置」、「歴史」、「人口」、「産業構造」、「土地利用の状況と将来像」について述べております。

16 ページをご覧ください。和歌山市の位置ということで、市域の東西南北に渡る距離や面積、和歌山県内における位置などを説明文と地図で表しております。次に和歌山市の歴史につきましては、古代日本における和歌山の状況、近世・近代・現在に渡る和歌山の発展の概要を記述しております。

次に、18 ページ、19 ページの人口では、国勢調査人口や住民基本台帳人口をもとにしまして、和歌山市の人口の推移、15 歳未満・15 歳以上 65 歳未満・65 歳以上の 3 区分別人口の推移などを記述しております。18 ページの折れ線グラフや 19 ページの棒グラフなどから、本市の人口の減少傾向や高齢化の進展が分かります。

続きまして、20 ページから 23 ページにかけては、和歌山市の産業構造について記述しております。国勢調査による産業別の就業者数と、1 年間の市内の生産活動による付加価値の総額を産業別に示した市内総生産額の推移や構成等について記述しております。21 ページの棒グラフをご覧ください。産業別就業者の構成比の推移を表したグラフです。第 3 次産業の就業者の割合が徐々に増加しており、産業

構造の変化がうかがえます。22 ページの市内総生産額の表からは、和歌山市の経済規模の一端や総生産額による産業構造を見ることができます。いずれの方からも和歌山市の産業における第3次産業の占める割合が多いことがわかります。

次に、23 ページ、24 ページには、「和歌山市の土地利用の状況と将来像」について記述しております。和歌山市の土地利用は大きく分けると、商業・業務機能が集積している中心市街地、臨海部の工業地、郊外等の住宅地、外縁部に広がる農地と山地に分類できます。24 ページをご覧ください。上位計画である和歌山市長期総合計画で示されております8つの地域別の整備方針を記述しております。中心市街地が含まれる中心部については、「高度な都市機能が集積する魅力的な都市ゾーンの形成」が整備方針として示されております。ここまでは、A. 「和歌山市の概況」となっております。

続きまして、25 ページより、B. 「中心市街地の現状と課題」が43 ページまでございます。ここでは、「中心市街地を取り巻く産業の現状」、「中心市街地を取り巻く住環境の現状」、「その他中心市街地の現状」、「中心市街地の課題」、「総合評価指標」について記述しております。25 ページをお開きください。1. 「中心市街地を取り巻く産業の現状」が29 ページまでありまして、中心市街地の産業構造、商業、工業、観光について記述しております。

まず、25 ページの産業構造についてですが、総務省の事業所統計をもとに中心市街地における事業所の状況と、和歌山市全体に対し中心市街地の事業所とその従業員がどの程度占めているかを記述しております。25 ページの中央にありますグラフが、中心市街地における産業別の事業所と従業員の市内全体に占める割合を示したものです。金融・保険業の事業所数については市内の約46%が中心市街地内にあり、その従業者数は市内の約71%を占めていることがわかります。また、集計方法につきましては、事業所統計の町丁別集計の和歌山市分から中心市街地区域に全部及び一部含まれる町丁を全て集計しております。

次に26 ページの商業については、中心市街地の小売業の商店数、従業員数、年間商品販売額、売場面積の推移や市全体に占める割合等を記述しております。ここに記述する中心市街地分の集計方法につきましては、中心市街地区域に全部及び一部含まれる町丁を全て集計する予定ですが、先ほどの総務省事業所統計とは違い、町丁ごとのデータ使用には経済産業省の承認が必要となり、現在申請中のため推定値等を入れており、また空欄になっているところもございますがご了承ください。正確な数値が集計でき次第、差し替えいたします。

次に28 ページをご覧ください。工業についてですが、中心市街地区域を含む、本町・城北・広瀬・雄湊・大新・新南・宮北の7地区にある工場数等を集計し記述しております。工場数、従業員数、製造品出荷額等の市全体における割合は低いものとなっております。

次に観光については、中心市街地周辺の観光資源である和歌山城について、天守閣入場者数の推移などを記述しております。

続きまして、2. 「中心市街地を取り巻く住環境の現状」について、建物の利用状況、公園の整備状況、公共交通機関の状況などから説明しております。建物の利用状況では、住宅や公共施設、商業・業務施設といった用途別の件数をまとめておりまして、商業・業務施設の割合が大きく都市型の住環境であることがうかがえます。公共交通機関の状況としては、中心市街地内の3つのバス停からのJR和歌山駅、南海和歌山市駅までの運行状況を調査しました。30 ページにそれをまとめたものを載せております。両駅までの便数は多く、運行時間帯も長く設定されており利便性が高いと言えます。

続きまして、30 ページ下段から40 ページまで3. 「その他中心市街地の現状」について、中心市街地

の「人口・世帯数」,「地価の状況」,「市民意識調査アンケート結果」を記述しております。

まず,人口・世帯数では,国勢調査の町丁別集計をしたものから,中心市街地領域に含まれる町丁を抽出して集計しております。中心市街地領域の境界をまたがっている町丁については,世帯数により比例配分を行って,区域にふくまれる人口分を推定して集計しております。31 ページの中段にあります折れ線グラフのうち左のグラフを見ていただきますと,昭和 60 年の人口を 100 とした場合の和歌山市と中心市街地の人口の推移を表しております。市全体と比べまして中心市街地人口の減少傾向が強いことが分かります。また,同じページの下段を見ていただきますと,年齢 3 区別の人口構成比について,住民基本台帳をもとに,中心市街地領域を含む 7 地区で集計したものと市全体とを比較しており,65 歳以上の割合が市全体に比べて高く,高齢化がより進んでいることが分かります。

次のページに行きますと,中心市街地の地価の状況について記述しております。和歌山県地価調査基準値価格における中心市街地内の 3 つの基準値について,平成 2 年から平成 16 年までの推移をグラフなどで表しています。ぶらくり丁にある基準値価格を JR 和歌山駅前の価格が上回っており,ぶらくり丁周辺の商業の求心力低下がうかがえます。

続いて,33 ページから中心市街地に対する市民意識調査アンケートを実施した結果の概略を記述しております。対象者は,「市民」,「重点区域住民」,「重点区域周辺のマンション居住者」,「重点区域の土地を所有する市民」で,「中心市街地重点区域に望むこと」,「中心市街地重点区域のお気に入りの場所」,「中心市街地重点区域に住む人が増えるにはどうすればよいか」などについてアンケートをとりました。33 ページのグラフをご覧ください。これは重点区域以外の市民に中心部に住みたいかどうかを質問したのですが,3 割弱の市民が利便性の高さに魅力を感じて住みたいと答えている一方,約 7 割の市民が住みたくないと答えており,全体としては,居住の場としての魅力を高める必要があることが分かります。次に 38 ページを見ていただきますと,重点区域周辺のマンション居住者向けアンケートの回答がグラフになっております。比較的新しく重点区域周辺の住民となったマンション居住者は,住んでいる理由として,「駅に近い」,「車がなくても生活できる」,「買い物にも便利」など機能的に生活できる都心居住の魅力を挙げています。39 ページ下段をご覧ください。重点区域に土地を所有する市民向けのアンケート結果ですが,土地の利用について利用の転換を図ると回答した市民の割合は少なく,有効な利用方法を見出せていないことがうかがえます。中心市街地に望む項目として,アンケート調査対象者に共通して多い回答には,魅力的な商店と商業機能の充実や魅力的と感じられる街並みや空間が挙がっています。

続きまして,41 ページから 4.「中心市街地の課題」を記述しております。まず始めに中心市街地全般の課題として,活力が低下している現状を受けて,本市にとって重要な位置を占めている中心市街地について,商業や業務・サービス機能の向上や,住環境の魅力化,更に独自の雰囲気づくりや交流の舞台づくりなどが必要であるとしています。その上で,次のページに移りまして「賑わい性創出」,「限界性創出」,「回遊性・滞留性創出」,「暮らし空間創出」に基づくテーマ別の課題を詳細に挙げております。

続いて,5.「総合評価指標」として和歌山市政世論調査の中心市街地の現状を問う項目で,「以前に比べて賑わってきた」とする回答者の比率を,5 年後の平成 21 年度において 50%とすることを目標といたします。ここまでは, B.「中心市街地の現状と課題」となっております。

続きまして,43 ページ中段から C.「上位計画等」が 47 ページまでございます。ここでは,今回策定する基本計画の上位計画である「和歌山市長期総合計画」,「和歌山市都市計画マスタープラン」,和歌山県策定の「和歌山都市計画区域マスタープラン」における中心市街地の位置付けと,他の個別計画

等との関連として「和歌山市活性化戦略提言書」にどのように位置付けられているかを記述しております。長期総合計画においては、大阪南部及び和歌山県の中核都市としての役割を担っていくための都市機能の高度化、地域商業の強化のため核となる商業地として活性化することの必要性がそれぞれ示されています。市都市計画マスタープランでは、拠点商業地等の都市機能が集積する区域として、県策定の和歌山都市計画区域マスタープランでは、コンパクトなまちづくりの受け皿となる県及び近畿圏南部の拠点として位置付けられています。個別計画である和歌山市活性化戦略提言書では、地域経済活性化として、観光による産業の活性化とともに、中心市街地の再生による商業の活性化の必要性が述べられています。以上でⅣ「和歌山市の概況と中心市街地の現状と課題」についての説明は終了いたします。

続きまして、48 ページから 77 ページまでの、Ⅴ「事業の整理」の説明に移らせていただきます。まず、A.「中心市街地の将来像」につきましては、本計画の事業を実現することで変わっているであろうと想定される「5年後の和歌山市」の将来像について述べております。

5年後の平成 22 年には、中心市街地は、例えば、商業集積については個店の個性化への意識が高まり、店舗の配置、情報発信が絶えずなされ、来街者数が上昇傾向になっていること、空き店舗にセットバックした店舗が作られるなど様々なパターンが生まれ、多種多様な楽しさで人の流れができていて、買い物の利便性の向上や、マンションの増加等により新しい都心のライフスタイルを持った住人が増加していること、高齢者が趣味の活動ができるようになり、新しい交流の拠点となっていること、まちの風景がめりはりのあるものとなり、多種多様な人がまちに遊びにきていることなど、いろいろな機能を持ったまちとして想定しています。それらをまとめてみますと、全体としては都心へのコンパクト化が進み始め、中心市街地は「住」と「遊」が融合した交流の場として機能しはじめている状況を想定しております。

次に、Bの「施策及び事業」についてご説明いたします。施策につきましては、中心市街地活性化法等の関連で基本計画を策定する場合、その分け方として、「公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業」、「商業活性化のための事業」、「その他の高度化事業」の3つの分類があります。本計画策定に当たりましても、皆さんから提案された事業をこの枠組に当てはめ、分類が難しいものにつきましては「その他活性化に必要な事業」として記述しております。また、事業の全体数は51事業ありますが、この事業全てにつきまして概要の説明をさせていただきますので、少々時間がかかると思われかもしれませんがご了承いただきたいと存じます。事業につきましては、49 ページから 77 ページまで記述しております。ここでは、事業毎に事業の内容、その事業に対する市民、商業者、TMO、行政等のそれぞれの役割、想定する実施主体、事業実施年度、評価指標、貢献するテーマについて述べています。

49 ページの 1. 「公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業」は 4 事業です。まず、a) 『魅力 UP 市街地整備事業』につきましては、あとで説明いたします 66 ページの『市街地整備ステージ 1 規制整備事業』、67 ページの『市街地整備ステージ 2 まち風景問題解決事業』を踏まえて、その後に実施する事業でただちにとりかかるものではありませんが、構成上、最初に記述しています。この事業は、市街地整備による風景・景観の向上を図るために、公園整備、まちのメンテナンス、花の広場など、市民発案をもとにした整備等を、行政・TMO 連携のもとに推進する事業です。それとともに歩行環境の整備を考慮し、JR 和歌山駅及び南海和歌山市駅から重点区域に至るアクセス動線となるルート周辺整備を機会を捉え実施するとしています。市民、商業者等の役割は、TMO へハード整備の要望を出したり、事業の評価に協力します。TMO は、ハード整備の要望等の窓口機能を受けもち、合意形成から計画策定を経て行政に要望を伝達、連携のもと事業実施や事業評価を行います。行政は、

その動きを受けて行政でしかできない部分の整備を推進するとしています。そのため、事業主体は行政としています。表に記述していますのは、事業年度が平成 20 年度からということ、評価指標は合意形成ができ整備が完了した箇所の合計数とし、() 内の計画最終年度である平成 21 年度の目標値を 1 件と設定しています。

以上のように、この後、説明する事業全てについてこのような形で記述しております。残りの事業につきましても、事業内容のみ説明させていただこうと思いますので、ほかの項目についてはご覧になりながら、事業内容の説明をお聞きいただければと思います。それでは、50 ページにお進みください。

b) 『ぶらくり「歩行環境」整備事業』は、より安全で快適な歩行環境を提供するため、本町地下、城北公園地下の市営駐車場から、ぶらくり丁へ至るアクセス動線を「誰にでもやさしいバリアフリーな道路」として整備するものです。

c) 『本町公園周辺総合整備事業』は、定住人口の増加、福祉拠点及び市民の憩いの場として複合的な場所の確立を図るために、公園や駐車場、福祉・医療施設等を有するエリアとして、本町公園、本町小学校を含めた地域一体の総合整備を推進するものです。

d) 『電線共同溝（市駅小倉線一部）事業』は、防災、歩行環境、景観の向上を目的として、九家ノ丁交差点から本町 3 丁目交差点までの電線共同溝工事及び歩道の整備を実施するものです。

2. 「商業活性化のための事業」につきましても、ハード事業が 1 事業、ソフト事業が 39 事業の計 40 事業あります。a) のハード事業は、(1) 『魅力 UP 市街地整備事業 (TMO)』で、この事業は 49 ページで説明いたしました同名の事業と事業内容等はほぼ同じですが、こちらは商業活性化のためのハード事業を TMO が実施主体になって進めるということでここにあげております。

52 ページをお開きください。b) ソフト事業といたしまして、(1) 『商業テーマ設定・遵守事業』は、エリアを限定して中心市街地の活性化のためにみんなが共有できる商業上のテーマを設定し継続する必要があるという考えのもと、もちろん、これは全体をひとつのテーマで設定するという意味ではなく、テーマ設定をする必要のあるエリアをということですが、アピールできるような商業上のコンセプトを決めてルールづくりを行い、それに基づいて商業者が店を個性化することを促すというものです。

(2) の『個店力総合 UP 事業』は、商店主の自助努力創出とそれへの支援の仕組みを形成するために行ういろいろな事業を組み合わせ、相乗効果を生みながら個店の魅力 UP を図るものです。本計画では、53 ページから 55 ページの 6 つの事業を個店の魅力 UP 事業の詳細事業としてあげていますが、これらの詳細事業については必要に応じて、見直しや変更、事業の追加、取りやめなど動的に実施することを想定しています。それでは、今申し上げた 6 つの詳細事業について説明します。

まず、53 ページの (a) 『(仮称) 友の会事業』は、商店街や商店街に属していない店主と周辺のまちづくり関係者との連携を図るため、両者が話し合えるような仕組みをつくり、市民と商業者が協働する組織として「友の会」を設立し運営するものです。

(b) 『(仮称) 逸品倶楽部事業』は、その店だけにしかない優れた商品を名物として店におき、集客を図るために商店街や商店街に属さない商業者が一緒になって、店や商店街の名物、つまり逸品の企画・開発を行うという事業です。

54 ページをお開きください。(c) 『勉強会・商人塾事業』は、経営能力向上や店の魅力向上につなげる情報の収集や学習ができるような勉強会などを開催して、それぞれの店が魅力ある店舗になるように商店主自らが積極的に学ぶ場を作れるように支援する事業です。

続きまして (d) 『ファサード改装・店内改装事業』ですが、ファサードとはその建物の通りに面した

外観のことをいいますが、その建物の顔ともいべきファサードの改装や店内の改装を商業者が積極的に行い、各店の見た目のグレードをアップさせることができるように TMO や行政が協力するというものです。

(e)『専門家による指導事業』は、商業者などが専門的な見地から商業やまちづくりについて学習できるように、専門家を選んで指導を受けることができる体制を確立できるよう支援するというものです。

(f)『店の専門家クローズアップ事業』は、店主や従業員が自分の店の商品に専門的な知識を持っていて、その人の魅力でお客さんを惹きつけることができる「プロのいる店」として、それが店舗の魅力となるように「人」を前面にだして PR していくよう商店主などに働きかけるというものです。以上の6つが個店力総合 UP 事業の詳細事業です。

それでは、56 ページをお開きください。(3)『各種サービス制度の開発事業』は、収益性があり、また、顧客情報の管理などに利用できるポイントカードなどの制度やカードサービス制度などを利用して、データの蓄積性をもった多彩なサービス制度・事業の開発や実施をするものです。

(4)『商業活性化会議設置事業』は、商店街の組合を核として商店街ベースの事業展開を図るため、商業活性化のためのいろいろな問題について定期的に検討する機関を設置、運営するものです。

(5)『まちの案内人事業』は、まちのことに詳しい人が案内人としてまちに出て、まちを訪れる人を案内できるように、希望者を募り、勉強会をして、「コンシェルジュ」として認定する独自のシステムを確立し、利便性を高め、また、まちの雰囲気づくりなどをするものです。

(6)『テナント・ミックス事業』は、重点区域内全体を見て不足している種類の店を、空き店舗の活用やインキュベータ施設の設置などをして出店させるなど、区域内の店舗の適正配置を図るものです。58 ページをお開きください。(a) から (d) までの4つの事業は、ただいま説明しました『テナント・ミックス事業』の一環として実施するものです。

(a)『新業種等誘致・展開事業』は、新しい交流層の開拓を図るため空き店舗などを利用して、今無い業種や個性的な店舗、新しい品揃えの店を誘致することで新しい交流層の開拓を図るため、新規事業展開を図ろうとする人への支援、競争の活発化を促し、魅力ある商業集積の持続を促進するものです。

(b)『テーマモールを意識した商店街等「身の丈再開発」事業』は、空き店舗対策の統一性のある実施や一体的エリアの整備を図るために、そのエリアの空き店舗に新たな商業者が入る場合、統一性をもったテーマを意識した業種展開や外観の統一などを行えるように方向性のある空き店舗対策を行うというものです。

(c)『障害者の運営による生産販売一体の福祉工房開設支援事業』は、空き店舗などに障害者など自立を目指す人が NPO 等との連携をして、生産販売が一体となった店舗を営業できるようにするものです。

(d)『NPO 連携による非日常的な買い物が出来る店舗の開設事業』は、多彩なジャンルの NPO と商店主が連携して、消費者の声を生かした「非日常的な買い物ができる」、例えば、アトピーの子ども用の食材販売の店舗を、空き店舗等を利用して開設できるようにするものです。

60 ページをお開きください。(7)『駐輪対策システム構築事業』は、各店舗までの交通手段として利用されている自転車の駐輪を臨機応変に誘導するような仕組みについて検討し、対策を促進するものです。また、アンケート等の実施によって、使用者・消費者の現状把握ができるよう支援するものです。

(8)『公共的出先機関の窓口等設置検討事業』は、ぶらくり丁周辺地域の公共の利便性向上と市民の交流の場をつくることを目的に、NPO ボランティアセンターなど公的性格をもつ機関や、その窓口の

設置について検討するというものです。

(9)『和歌山陽だまりのまちづくり「心のさしかけ」設置事業』は、まちなかに気軽に出向けるような小規模の場を設置して、ものづくりをしたり、趣味の会が開けるような施設の整備をするものです。

(10)『観光商店街形成支援事業』は、中心市街地内に観光客を誘導し交流の場とするため、現在不足している観光客向けの要素を商店街に加えて消費者層の拡大を図るもので、観光系商店街のエリアなどを設けて観光に対応したものにするというものです。

(11)『TMO 事業構想改訂版の策定事業』は、中心市街地活性化基本計画の改訂を受けて TMO 事業構想を改訂し、現状に対応出来るものとする事業を支援するものです。

(12)『ふうけい・^{ドットコム}Com事業』は、中心市街地の風景を発掘・創造し地域資源として活用するため、和歌山市の中心市街地の風景・スポットを題材としたページを基本に、多様な展開が出来るホームページを立ち上げ、追記可能な動的な維持管理と効率的な運営が出来るシステムを構築する事業で、そのインターネット上で展開することを中心にした詳細事業としては、次の 63 ページから 66 ページまで、(a) から (f) までの 6 事業あります。

(a)『テーマ別マップ作成事業』は、市民等有志などで「好きなテーマ」を設定した地図をホームページ上で作成し、その地図をダウンロードして印刷できるという、マップの作成を通じてノウハウや経験の蓄積、参加者のネットワークを構築することとしています。

(b)『街並み点検隊事業』は、中心市街地の街並みについて、市民、TMO、商店主、行政等それぞれが何をできるのかを明確にして、その結果をホームページ上で発表、意見交換するなどの活動を、有志のグループをつくって、現実のあるポイントについて、実際に人が集まり活動することができるよう支援することとしています。

64 ページにお進みください。(c)『好きな場所アンケート事業』は、まちの風景で人々に気に入られる場所を把握するため、様々な形式で楽しいアンケートを取り、楽しんでもらいながら調査ができるという事業で、この催しそのものがまちの魅力となっていくことを想定しています。

(d)『和歌山まちフォトコンテストの開催事業』は、まちを被写体にした写真を多くの人に撮ってもらい、インターネット上でコンテストなどを行うことで、様々なまちの魅力を発信する市民参加型の事業です。

(e)『小学生が見たまち風景事業』は、小学生からまちに親しみ、まちが身近に感じられるように、まちの資料作りを題材にした事業で、イベント的にインターネット上での開催ができるような仕組みを想定しています。

66 ページをお開きください。(f)『マルチまち MAP 作成事業 (チズコミュ)』は、交流者にとって使って楽しい様々な役立つ地図をインターネット上に用意しておき、それを見たり紙に印刷したりして使用できるようにするシステムを構築する事業です。地図は常に変更が必要ですが、このようなシステムを構築すれば、いつでもメンテナンスが容易で、観光案内など様々な地図を提供できるようになるというものです。この構築に参加することで、市民や行政、まちづくりに関わる人々の市民参画意識の向上にも役立つと考えています。

(13)『市街地整備ステージ 1 規制整備事業』は、最初に説明しました、49 ページと 51 ページの『魅力 UP 市街地整備事業』を実現するための事業で、この事業の後は次の『市街地整備ステージ 2 まち風景問題解決事業』を行うことを想定しています。この事業は、活性化の実現のために様々な規制の強化と緩和を図るため、具体的な事象について合意形成を図りながら規制緩和・強化を進める事業です。

(14)『市街地整備ステージ2 まち風景問題解決事業』は、まちの風景を地域資源と考え、それを守る等のために解決しなければならない、ゴミや落書きといった様々な問題を市民が主体となったボランティアチームにより解決していく事業です。

(15)『「まちなかギャラリー」整備運営事業』は、ぶらくり丁各商店街を時間消費型商店街とすることを目指しつつ、まちづくりへの市民参画の意識醸成をはかり、アーケードに展示棚やベンチ等をおいたり、移動式屋台を置いたりしながら滞留環境を高め、絵画や写真などの文化サークルの発表の場としても利用していく事業です。

68 ページをお開きください。(16)『和歌山陽だまりのまちづくりーこども村づくり促進事業』は、中心市街地内にこどもの居場所・体験場所の確保を目指し、キッズフリーマーケット等さまざまな遊びや学びのフィールドづくりを支援、促進する事業です。

(17)『「滞留環境」整備誘導事業』は、「水と緑に囲まれたオープンカフェ」等の整備を目指し、勉強会等の開催やオープンカフェの実施までを含めた事業です。

(18)『和歌山陽だまりのまちづくりータウンモビリティの導入事業』は、移動に困難な方のまちなか移動を容易にし、まちを多くの人の交流の舞台とできるよう一連の事業を実施します。タウンモビリティの導入まで、以下の4事業を順に実施していくことを想定しています。(a)『タウンモビリティを考えるまちづくり人づくり塾開催事業』は、まちへのタウンモビリティ導入のための第一段階として、周知をはかり合意形成するための説明会や学習会をする事業です。

70 ページにお進みください。(b)『店内バリアフリー化促進事業』は、タウンモビリティを促進するための商店街等の環境整備事業です。(c)『電動スクーターの確保・配置促進事業』は、実際に電動スクーターを確保し配置する事業です。様々な手法を想定しますが、実施にはNPO等の団体の立ち上げが必要としています。(d)『タウンモビリティ官民協働システム構築事業』は、先の電動スクーターの確保事業と同様に、一連のタウンモビリティ促進事業の最終段階でありまして、実際の高齢者等のサポートをする仕組みを構築する事業です。

(19)『100円バス券サービス事業』は、現在和歌山市で行っている「元気^{ナナマル}70パス事業」に加え、地元において高齢者にやさしいまちを目指し、高齢者が中心市街地を訪れるためのバス料金として現在必要な100円を無料に出来る仕組みをつくり、より中心市街地に高齢者が訪れやすくする事業です。

(20)『和歌山陽だまりのまちづくりーわかやま里花づくり推進事業』は、まちを花や緑で飾り、環境に配慮したやさしい雰囲気をつくる試みで、次の2事業を想定しています。(a)『花の玄関口整備事業』は、花と緑を使って店先や住宅などを飾り、やさしさや憩いの雰囲気の向上を図り、交流者にもやさしいまちづくりをすることを旨とする事業です。(b)『「元気の素」循環事業計画策定事業』は、資源再利用等の試みを進め、商店街や住民が連携して生ゴミの利用促進モデルを作り、そのこと自体が啓発活動にもなるような形で中心市街地の環境の向上を図ることを旨とする事業です。

(21)『TMO周知・合意形成支援事業』は、中心市街地のまちづくり、特に、商業だけではなく様々な要素についてまちづくりをしていくことを考えた場合、TMOの存在はかかせません。しかし、皆様もご承知のように現在TMOの認知度は決して高いものではありません。この事業では、TMOの活動がスムーズに進むように、説明会等での周知活動や、合意形成を図る活動等をTMOが行うのを支援する事業です。

74 ページにお進みください。3.「その他の高度化事業」についてご説明します。その他高度化事業は2事業あります。a)『商店街連携システム構築事業』は、現在、中心市街地外にも多くの商店街が存

在しておりますが、そのような商店街と中心市街地の商店街が連携し、市の商店街がひとつの大きな商業集積として機能するような、様々な工夫をしたシステムを構築することを目指す事業です。b)『中央拠点バス路線整備事業』は、中心市街地をバス路線の拠点として、市全体からのアクセスが可能になるように整備を目指す事業です。

最後に、4.「その他活性化に必要な事業」についてご説明いたします。その他活性化に必要な事業は4事業あります。a)『市民・学生・行政まちなか連携組織設置事業』は、現在既に中心市街地では、大学の様々なゼミに属する方たちがまちづくり関係の活動をしております。そういった動きを発展させ、まちなかに学生たちの活動拠点を作り、さらに市民、行政などが連携し協働してまちづくりが出来るよう、あるいは、大学の一般向け講義等が出来るよう組織設置と場所の確保を目指す事業です。b)『「まちづくり1,000人会」運営事業』は、中心市街地という限定ではないのですが、市民参画のまちづくりを実現するための環境整備として、まちづくりに興味のある方などに会員になってもらい、まちづくり関係の様々な情報提供を行ったり、ともにまちづくりが出来るようにしたりすることを想定した事業です。c)『中心市街地活性化基本計画進捗管理事業』は、この計画が策定されますと、実施について管理等を行う事業が発生しますので、基本計画事業が円滑に実施されるよう説明や進行管理を行う事業です。d)『市民参画による協働の企画立案・計画・実施事業』は、今後の様々な状況変化の中で、状況に対応した事業が実施できるよう、市民・住民・NPO等がTMOや行政と連携して企画立案から実施まで、それぞれの役割を担いながら行う事業とし、事業内容ではなく、仕組みとしての事業として記述しています。以上が、本計画に記載されている全51事業の説明でございました。

続きまして、VI.「推進体制の整備」について説明させていただきます。ここでは、平成17年度以降に実施していく基本計画事業を推進するための体制づくりについて記述しております。本市としては横断的な体制で臨むため、関係部局長等が委員となっている中心市街地活性化推進協議会を開催し、庁内の合意形成を図りつつ、事業の進捗管理を行っていきます。また、基本計画事業の実施主体でもある、市民・事業者・TMO等と連携や調整を行い、基本計画事業を着実に進めていく体制づくりを行っていきます。

続きまして、VII.「資料」について説明させていただきます。資料は、79ページから111ページまでとなっております。まず、1.「事業と課題の整理」についてですが、80ページをご覧ください。各事業を一覧にまとめております。表の左側から説明いたしますと、始めに事業番号があります。縦に見ていただきますと「7番」が7つ書いてありますが、一つの事業が細かく分類できる場合はこのように記載しております。

戻りまして、事業番号から横に見ていただきますと、まずその事業がどこから出てきたものかについて、出所を書いてあります。例えば一番上から見ていただきますと、「ワークB」というのは市民ワークショップのBグループから提案されたもの、「ワークC」はCグループからの提案、「旧基本計画」となっているものは旧の基本計画事業から引き継いでくるもの、「市庁内調査」となっているものは市関係部局で5年以内で実施する予定の事業、80ページの下から4つ目にあるような「事前調査」については、基本計画（改訂版）を策定するにあたり、事前に大学やNPO、TMOなどに調査して得られた回答から出てきた事業、あと「事務局」となっているものにつきましては、まちおこし推進課からの提案事業となっております。

再度、出所の欄から横に見ていきますと、事業の名称、想定される実施主体、想定される支援・協力者が順に書いてあります。次のページにも続いておりまして、もう一度事業名があり、実施予定年度、

評価指標、21年度の目標値、目標値の根拠等を記載しております。

81ページの右端から83ページまでは、基本計画の4つのサブテーマとテーマごとの課題に対し、その事業が貢献するのか、貢献するならどのように貢献するかを「◎なら直接的に貢献する」、「○なら間接的に貢献する」ということで表しております。80ページに書いてある事業については、83ページまで横に続いておりますのでご注意ください。以下同じ構成で32事業について記載しております。

次に92ページをご覧ください。ここには、事業一覧表に記載している事業を、実施年度や目的別に分類しまとめて、事業名だけを記載しております。

続きまして、93ページから109ページまで、2.「和歌山市中心市街地活性化基本計画（改訂版）策定のための市民ワークショップからの提案」を記載しております。ここでは、市民ワークショップの4つのグループからの提案内容について、AグループからDグループまで順に記述しております。93ページからのAグループの提案を見ていきますと、始めに「想定する中心市街地像」について説明があり、次に提案事業の説明として、「事業名」、「事業の概要」、「市民・TMO・行政の役割分担」、「事業の評価指標と目標」について述べております。以下同じように2つ目、3つ目の事業、Aグループの後はBグループの提案内容と続いております。ここに記載されている提案事業が、先ほど説明いたしました事業一覧表のうち出所が「ワークA」、「ワークB」、「ワークC」、「ワークD」となっているものに反映しております。

続きまして、110ページをご覧ください。3.「ワークショップ提案への一般意見募集について」ですが、ここには市民ワークショップの提案内容についてホームページなどを利用し、10月1日から29日まで広く意見募集をして集まった意見について記述いたします。現在集まった意見のまとめ作業をしていますので、次の策定委員会には記載する予定です。

最後のページに4.「用語」として、基本計画の文中に星印をつけて、脚注で用語解説したものをまとめて記載しております。以上で、VII.「資料」の説明を終了いたします。

以上で、基本計画（改訂版）素案の説明は終わりです。委員長よろしく願いいたします。

（委員長）

どうもありがとうございました。詳細についてかなり細かく説明していただけたかと思えます。それでは委員の皆様、ただいまの事務局の説明に関して何かご質問ご意見等ございませんでしょうか。

実際に細かい内容につきましては、これから4回行います委員会で詰めていけたらと思えますが、とりあえずざっと全体を見て何かご意見ありましたらよろしく願います。

（委員）

質問が2点ほどございます。事前に送っていただきました資料と、今回の資料と若干数字等が違っているところがありまして、どのような理由で変更されたのかお聞かせ願えたらと思うのですが、まず7ページの「改訂版における中心市街地の考え方」で旧計画から引継ぐ事業が、以前送っていただいたものと比べるとかなり減っております。かなり精査されたという風に思うのですが、その理由が分かればご説明していただきたいと思えます。

それと重点区域のエリアの面積ですが、送っていただいたものより、今日配付されましたものの面積が若干減っております。これはどういう理由なのかお聞かせいただきたいと思えます。

(事務局)

まず、事業数が減っていることにつきましてですが、『城北コミュニティ道路整備事業』、これは『ぶらくり「歩行環境」整備事業』に統合できるということで消しております。それから『商人アカデミー設置事業』、これは『個店力総合 UP 事業』の中に入れられるということで消しております。『他商店街からのチャレンジショップ事業』というのがありますが、これは『新業種等誘致展開事業』へ統合できるということで消しております。『逸品名物みやげ物エリアの創設事業』、これは『観光商店街形成支援事業』へ統合できるということで消しております。『大学の出先教育施設設置促進事業』というのがありますが、これは『市民・学生・行政まちなか連携組織設置事業』に統合できるということで消しております。その他『モニター制度開発運営事業』というのがありますが、これは『(仮称) 友の会事業』に統合できるということで消しております。あと一点は『託児所、乳幼児の預り所設置事業』というのがありますが、これは現在キッズステーションという形で、ぶらくり丁で運営されていますので消した形となっております。

それと中心市街地重点区域のエリアですが、現在動いております TMO 事業構想の中で、67ha という提示がされておりますが、当方でそのエリアを都市計画課にお願いして面積を測り直しましたら、56ha が正しいということで、基本計画上では今後約 56ha ということで使いたいと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。今の点なんですけど、いかがでしょうか。

(委員)

結構でございます。ありがとうございます。

(委員長)

いろいろ似たような事業がありましたので、統合しております。統合できるものは出来るだけ統合して事業を少なくする方が分かりやすいということと、また、あまりに事業が多いと市民の方が分からなくなってしまうという観点から若干統合しております。

その他質問、ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

全体の印象ですが、今の段階で随分きめ細かく各グループの内容がここに盛り込まれていると思うのですが、きめ細かくネットワークのように、網をかぶせていくような動きをしていくということだと思えます。活性化をするのに、いわゆるボトムアップかトップダウンかということがありますが、つまりある目玉があってそれに繋がっていくのか、あるいは全体の底上げしていくのか、そういうことから言うと全体を底上げするようなネットワークだと思うのですが、そうしますと少し印象としましては、想定する実施主体というのが TMO に一点集中型で、ネットワークの活動のあり方として少しくまいくのかと思います。もしいろいろなところに核があって、いろいろなところがうまくいなくても全体のネットワークとして全体を押し上げていくということから言いますと、問題・課題として TMO に依拠しすぎていないかなという印象があります。その中で言いますと、TMO のあり方そのものが、現実にならぬのかという次の議論になってくると思います。最初に感想と言いますか、課題がありそう

なという事でお話しさせていただきました。

(委員長)

TMOに関するご提言と申しますか、大変重要な点です。先般開かれました建築士会大会に、「ぶらくり丁再生」というパネルディスカッションがありましたが、そこで事業がTMOに全部集まるのは少しおかしいのではないかという意見も出ておりました。その点につきましては、次回以降の会で詰めていきたいと思っております。一方で市民の方々から、TMOを核としながらもそれを支える、例えばネットワークであるとか、NPOであるとか、TMOサポート部隊を用意していこうという意見が既に挙がっておりまして、実行の段階には、委員がおっしゃるような点が特に重要になってくると思っております。ご意見として賜りたいと思っております。

それでは、その他ご意見ご質問等ございませんでしょうか。もしないようでしたら次に移らせていただきたいと思います。細かいご意見や又はそれぞれの事業案について詳細に詰める段階は、次回以降合計4回機会がありまして、その中でただ今いただいたご意見等を詰めて、また具体化していきたいなと思っております。

それでは次に今後の方針ですが、今後こういったやり方で策定委員会をやっていこうかということにして、何か特にこういう方針でいくというのはございますでしょうか。私としましては、第2回以降は今申し上げましたように、各事業案についてそれでいいのか、また、更に意見を加えていくなどを含めて、いろいろ検討していきたいと思っています。そして最終的に最後の第5回でまとめて、案を提出するという方向でいきたいのですが、そのような形でよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(委員長)

ご承認いただいたということで、第2回以降はただ今定めました方針に沿って進めていきたいと思っております。

事務局からその他連絡事項等ございませんでしょうか。

(事務局)

本日の委員会の内容につきましては事務局の方で議事録を作成しまして、委員の方それぞれにお送りさせていただきます。その議事録を見ていただきまして、誤りがありましたら事務局の方にご連絡いただきたいと思います。

次の第2回の策定委員会は11月24日(水)午後6時半から、場所は今回と同じこの14階大会議室で開催させていただきます。開催通知は後日送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、開催までの間に質問等ございましたらまちおこし推進課までお問合せください。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(委員長)

どうもありがとうございます。それではただ今をもちまして第1回和歌山市中心市街地活性化基本計画（改訂版）策定委員会を終了いたします。委員の皆様，大変お忙しい中，長時間ありがとうございました。また24日よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。